

定額減税補足給付金（調整給付）

給付対象者

令和6年1月1日時点において大阪市にお住まいの方で、
令和6年分の所得税または令和6年度分の個人市・府民税において定額減税しきれない方
詳しい条件、給付額は裏面をご確認ください。

給付対象となる方には、給付額を記載した次のいずれかの文書を発送します。
※令和6年8月中旬より順次発送となります。

支給のお知らせ

原則手続き不要です。

マイナポータル等で登録された公的給付金受取
口座等を本市が把握している方に発送されます。
本給付金の受け取りを辞退される場合等はコールセンターに
ご連絡ください。

確認書

内容を確認し、必要事項を記載のうえ、同封
の返信用封筒で返送してください。

左記「支給のお知らせ」の発送対象者以外の支給
対象者に発送されます。

給付対象者は上記のいずれかの文書が発送された方のみとなります。

定額減税と併せた給付制度であるため、文書が送付されない方は、給付金の申請をしていただくことはできません。

お問合せ

大阪市定額減税補足給付金
（調整給付）ホームページ



大阪市 調整給付 給付金

検索

大阪市定額減税補足給付金コールセンター

電話

0120-933-051

フリー
ダイヤル

06-7223-9005（フリーダイヤルを利用できない場合）

※番号をよく確認し、かけ間違いのないよう注意してください。

受付時間

平日 午前9時から午後8時

土日祝 午前9時から午後5時30分

※受付時間等は変更となる場合があります。
ホームページ等を確認してください。

FAX

0120-322-390

フリーダイヤル

電子メール

info4@osaka-bukkakoutou.jp

※お問合せの内容によっては、回答までに日数を要する場合があります。あらかじめ留意してください。

定額減税補足給付金（調整給付）は 令和6年分の所得税および 令和6年度分の個人市・府民税において 定額減税しきれない方への給付金です

定額減税額

所得税分：1人当たり3万円

個人市・府民税分：1人当たり1万円

給付対象者

令和6年1月1日（賦課期日）時点において大阪市にお住まいの方で、次の①または②のいずれかに該当する方

- ①所得税の定額減税可能額（3万円×減税対象人数（※1））が「令和6年分推計所得税額（※2）」を上回る方
- ②個人市・府民税所得割の定額減税可能額（1万円×減税対象人数（※1））が「令和6年度分個人市・府民税所得割額」を上回る方

※1 減税対象人数とは、納税義務者本人および控除対象配偶者・扶養親族（16歳未満の扶養親族を含む）の数です。（ただし、国外居住者は対象から除きます）

※2 令和6年分推計所得税額は令和6年度個人市・府民税情報を基に計算します。

給付額（次の①+②）

【例】減税対象人数が4人の場合

令和6年分推計所得税額 75,000円
令和6年度分個人市・府民税所得割額 46,000円

①所得税分の控除不足額（減税しきれない額）

定額減税可能額
3万円×（減税対象人数）

令和6年分推計所得税額
（減税前）

①所得税分控除不足額
①<0の場合は0

【例】 3万円×4人

75,000円

45,000円

②個人市・府民税分の控除不足額（減税しきれない額）

定額減税可能額
1万円×（減税対象人数）

令和6年度分個人市・府民税所得割額
（減税前）

②個人市・府民税分控除不足額
②<0の場合は0

【例】 1万円×4人

46,000円

0円

調整給付額 = ① + ②（1万円単位で「切り上げて」算出） 【例】の場合は50,000円

※定額減税と併せた給付制度であるため、対象となる方には、大阪市より上記支給額が記載された文書が送付されます。文書が送付されない方は、給付金の対象ではありません。

文書送付時期

令和6年8月中旬から順次発送

支給予定時期

確認書返送後1か月程度



大阪市定額減税および定額減税補足給付金等の
「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!

自宅や職場などに都道府県・市町村や国（の職員）などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市町村や最寄りの警察署が警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。

